

ISSA海外論文要約より

社会保障の将来と可変的な年齢制限の諸問題

S. Eike (西ドイツ)



本稿には、技術革新の結果から生ずる労働力の解放にかんする諸問題が、可変的な退職年齢の手段で解決できるという方法の討議が示されている。

技術革新は経済と社会の完全な変質をもたらすであろう。コンピューターで操作された大量生産が、人間の労働を大幅に排除できるであろうということは、ほぼ想像できる。ある完全に技術化された経済は、十分な購買力にもとづく需要を要求し、その購買力は保証された大衆の立場を守る所得を意味する。それはそのような所得が社会によって稼げるか、あるいは再分配されるかのいずれかの生産の再編成を行なう目的に、重要な関係をも

っていない。諸問題は失業者の場合に生ずるが、かれらが社会から所得をうけるために、失業の状態が社会的に不名誉なものとみなされるかも知れない。さらに、これは雇用にとどまっている人びとが、重い拠出を負担しなければならないであろうということも意味しており、そして、これは満足すべきことではない。

その問題に対するある解決は、企業がただちに、しかも直接的に支払う給付を、社会的給付として認めることかも知れない。人間の努力に対する要求と、利用可能な労働の可能性との間における関係は、各人それぞれの生涯における雇用期間を変えることによって、

巧みに処理できる。労働時間の減少とより長い休日の規定とは別に、最も大きく保証される期待は、退職年齢の引下げにおかれているようである。オートメイションの10項目計画で、ドイツ俸給取得者労働組合は、1965年に賃金労働者と俸給取得者が老齢年金の請求を選択する場合に、かれらが60歳から自由に決定するのを認めるべきであるということを要した。適切な医学的助言を与える施設と併せて、50歳以後から実施される予防的な検討は、賃金労働者と俸給取得者の決定で、かれらを助けるべきである。政府がより高い上限とより低い下限との間に予想される退職年齢の幅を設けるのは、適切であると思われ、その幅の間で、各人は当人の退職年齢を決定することになるであろう。この選択の幅は、環境に応じて、なんらかの時期に範囲を広げたり、あるいは縮めることができるよう、より大きな利益をもたらすことになるであろう。その決定は国会の役目で、かつ経済政策と社会政策の新しい手段を提供することになるであろう。

Die zukumftige soziale Sicherung und die Problematik einer flexiblen Altersgrenze,
Deutsche Versicherungszeitschrift, No. 6,
1969, pp. 140—143; No. 57, '70.



社会保障こぼれ話

身障者の雇用対策

(オーストリア)

1969年の法律により、1970年5月から、身体障害者に対する特殊な雇用対策が実施されている。

この対策は労働災害、職業病、戦傷による廃疾度50%以上の身体障害者の雇用促進を企図している。廃疾度が50%以下でも、25%以上の労働不能と、その労働不能のために適職につくことができないのを条件として、この雇用対策の適用をうけることができる。

ところで、この雇用対策では、所定の被用者数に応じて、使用者に身体障害者の採用を義務づけることである。つまり、民間の使用者は、まず従業員20人に1人の割合で身体障害者を雇用し、20人以上では、従業員25人毎に1人の割合で、さらに身体障害者を雇用しなければならないことになっている。農林業でも、家族以外に20人以上を雇用すれば、身体障害者の雇用が義務づけられる。

中央および地方自治体の場合には、職員25人に1

人の割合で、身体障害者の雇用が要求されている。ちなみに、身体障害者に対する適切な職場を十分に提供できないとか、あるいは、技術的な条件から、義務を果せない事業所の場合には、特殊な規定を用いて、身体障害者を雇用する比率は、一応調整される。なお、身体障害者の雇用数を算出するには、たとえば、盲人2人が被用者1人として計算される。また、女子労働者が半数以上の事業所では、軍人などの遺族である寡婦は、身体障害者雇用の割当分のうち、半数までを最高として、身体障害者に対する雇用対策の割当に含めることができる。さらに、使用者は身体障害者用に、労働の激しくない仕事を用意しなければならないことになっている。

以上のような雇用対策に対して、正当な理由もなく、身体障害者の雇用義務を怠った使用者には、雇用しなかった身体障害者数の1人当たり月額250シリングの解雇税が課せられる。もっとも、なんらかの妥当な理由が認められるならば、その解雇税の徵収は免除される。ちなみに、解雇税の收入は解雇税基金と呼ばれる基金に納められ、その基金は連邦社会省が管理し、身体障害者の保護、身

(47頁へつづく)